

蓮田市ふるさと納税 協力事業者募集要領

平成27年4月30日市長決裁

1. 募集の趣旨

ふるさと納税制度による蓮田市への寄附促進、地元特産品などのPR、販売促進、地元企業の活性化などを図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する記念品等を提供いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するものです。

2. 募集の要件

協力事業者への応募は、以下のいずれにも該当する事業者とします。

- （1）蓮田市内に本社若しくは事業所（支店・工場等）を有する法人または個人事業者であること。
- （2）事業者（法人の場合その代表者含む）若しくはその従業者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）、その構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- （3）事業者の提供する記念品等が、商法その他各種法令等に違反していないこと。
ただし、上記の要件に適合しても、市長が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

3. 募集する記念品の条件

- （1）蓮田市を広くPRできる特産品や商品等であること。
- （2）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間や数量に制限のある取り扱いは可能とする。
- （3）商品情報の開示が可能であること。
- （4）記念品代は寄附金額の3割以内とする。また、記念品代に消費税及び地方消費税を含むものとする。
- （5）蓮田市内で生産された物品又は提供される役務及びその他これらに類するものであること。
- （6）国及び県からのふるさと納税に関する通知等の趣旨に基づくものであること。

4. 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「さとふる」及び蓮田市ホームページに記念品等の画像、事業者名等を掲載します。
- (2) ふるさと納税パンフレット作成時には、(1)と同様に掲載します。

5. 取りまとめ事業者

効率的な運営、顧客・配送等に係るデータの適正管理、問合せ対応等を行うため、返礼品取扱業務等の取りまとめ事業者を定めています。

【ポータルサイト及び取りまとめ事業者】

ポータルサイト	取りまとめ事業者
ふるさとチョイス	レッドホースコーポレーション株式会社 〒130-0015 東京都墨田区横網1丁目10番5号 KOKUGIKAN FRONT BUILDING
楽天ふるさと納税	
さとふる	株式会社さとふる 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F

6. 応募方法

別紙申込書「蓮田市ふるさと納税 協力事業者エントリーシート」に必要事項を記入のうえ、蓮田市政策調整課へご提出ください。

後ほど、取りまとめ事業者より連絡させていただきます。

7. 募集期間

随時

8. その他留意事項

- (1) 協力事業者は、この事業を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。
ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。
- (2) 協力事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報等を記念品等送付以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。また、協力事業者でなくなった

後においても同様とします。

- (3) 登録した記念品等を変更・辞退する場合は、事前に各取りまとめ事業者にご連絡ください。
- (4) 協力事業者は、記念品等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、直ちに各取りまとめ事業者にご連絡ください。
- (5) 登録した事業者又は記念品等が本要領に適合しなくなったと認める場合は、事業者の登録や記念品等の取り扱いを中止することがあります。

【問合せ先】 蓮田市 総合政策部 政策調整課 政策調整担当

住 所：蓮田市大字黒浜2799番地1

TEL：048-768-3111（代表）

FAX：048-765-1700

メール：kikaku@city.hasuda.lg.jp

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 （平成30年4月6日市長決裁）

この要領は、平成30年4月6日より施行する。

附 則 （平成31年3月22日市長決裁）

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 （令和元年5月22日市長決裁）

この要領は、令和元年6月1日より施行する。

附 則 （令和2年5月18日市長決裁）

この要領は、令和2年6月1日より施行する。

附 則 （令和3年8月27日市長決裁）

この要領は、令和3年9月1日より施行する。

附 則 （令和５年１２月１８日市長決裁）

この要領は、令和６年１月１日より施行する。